

第4庁舎 清掃業務実習 申込案内

川崎市では、障害のある方が庁舎清掃業務での清掃実習を通じて、清掃スキルや就労スキルを習得し、一般就労を目指すことができるよう、次のとおり実習生を募集します。

1 対象者

- ①市内在住で手帳の交付を受けている方、あるいは診断を受けている方
- ②就労しようという意思をお持ちの方
- ③就労移行支援事業所、就労継続A型事業所、就労継続B型事業所、地域活動支援センター等を利用中の方
- ④傷害保険加入済の方
- ⑤週20時間に満たない時間で働いている方

2 実習場所

川崎市役所第4庁舎（川崎区宮本町3-3）

3 実習概要

（1）実習の概要

- ・実際の（庁舎内）清掃業務を通じた実技体験と清掃スキルの習得
- ・実習の評価

（2）実習コース

- ・①1ヶ月コース、②2週間コース、③1週間コース

（3）実習時間

- ・曜日 毎週月曜日から金曜日 ※第4庁舎の閉庁日を除く。
- ・時間 午前9時から午後1時まで（4時間） ※30分程度の休憩時間を含む。

（4）実習手当の支給

- ・1時間以上3時間未満の実習：1000円
- ・3時間以上の実習：2000円

4 応募方法

- 最寄りの就労援助センターに、別紙「実習申込書」をお持ちください。
- 「実習申込書」を提出していただく際に、就労援助センターで簡単な面接を行います。事前に面接の予約をした上で、御本人と支援者とで就労援助センターまでお越しください。

*川崎市内の就労援助センター

センター名	住所	電話
川崎南部就労援助センター	川崎区砂子1-7-5 タカシゲビル6階	201-8663
中部就労援助センター（川崎障害者就業・生活支援センター）	中原区小杉町3-264-3 富士通ユニオンビル3階	739-1294
百合丘就労援助センター	麻生区百合丘2-8-2 北部リハビリテーションセンター3階	281-3985

5 実習スケジュール・予定人数等

- 1日2名程度の参加を予定しています。 ※清掃スタッフ1名が指導に当たります。
- 実習への参加の可否は、申込者の様子、申込状況等に応じて、就労援助センターと実習の指導に当たる清掃業者とで協議して決定します。
- 実習のスケジュールは、日程調整後、就労援助センターから申込者に連絡します。
※実習状況、参加希望者の状況等により、実習時期の御希望に添えないことや参加をお断りすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

6 実習終了後の評価・講評

実習支援を通じての評価を「実習評価書」として提供します。

7 実習指導業者

南陽設備管理株式会社（川崎区鋼管通1丁目） ※第4庁舎清掃業務委託受託業者

問い合わせ先

川崎市健康福祉局 障害保健福祉部
障害者雇用・就労推進課
電話：044-200-2456
ファックス：044-200-3932
E-mail：40syosyu@city.kawasaki.jp